



長野県報

1月10日(木)
平成31年
(2019年)
第3040号

目次

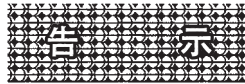
告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定の解除(資源循環推進課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会).....	2

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課).....	2
土地改良区の定款変更の認可(4件)(農地整備課).....	3
土地改良区役員就退任の届出(農地整備課).....	3
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	4

正誤(道路管理課).....	4
----------------	---



長野県告示第3号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	地域密着型特別養護老人ホームきりとう	上伊那郡辰野町小野1290番地5	平成31年1月1日

介護支援課

長野県告示第4号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第4項の規定により、平成27年長野県告示第346号により同条第1項の指定をした指定区域についてその指定を解除します。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 指定を解除する指定区域

上伊那郡南箕輪村8306-883の一部、8306-1606の一部、8306-

1623の一部、8306-1625の一部、8306-1626の一部及び8306-1654の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号

資源循環推進課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月10日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤石岳公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大河原1882番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原1882番の1地先まで	旧	2.8~8.9 m	0.0900 km
同 上	新	2.8~8.9	0.0900
		8.1~13.3	0.0873

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月10日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

- 1 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間
安曇野市穂高柏原3634番の8地先から
安曇野市穂高柏原4513番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月10日
- 2 (1) 路線名 塚原穂高停車場線
- (2) 供用を開始する区間
安曇野市穂高柏原4361番の2地先から
安曇野市穂高柏原4356番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月10日

道路管理課

選告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成31年1月10日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

池田町福祉会館	北安曇郡池田町大字池田2421番地の1	池田町選挙管理委員会
池田町総合体育館	“ “ 大字池田3210番地4	“

を

池田町総合体育館	北安曇郡池田町大字池田3210番地4	池田町選挙管理委員会
----------	--------------------	------------

に改める。

選挙管理委員会



公告

県営会染西部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営会染西部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間